

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

## 第2回 地域自治組織等小委員会

---

# 《 会 議 録 》

日 時：平成15年10月30日(木)13:58~16:37  
会 場：厚田村議会議場

## 第2回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成15年10月30日(木) 13:58～16:37

開催場所：厚田村議会議場

### 【出席委員】(敬称略)

委員長

佐藤 豊治

副委員長

桐山 和郎      神田 一昭

委員

中野 文能	堀 弘子	河合 英治	田村 嘉瑞	越智 正男
小林 義行	飯尾 亜紀仁	鈴木 日出男	石橋 千春	岸本 アイ
田中 宣律				

### 【欠席委員】(敬称略)

佐藤 克廣

### 【事務局】

工藤 泰雄      清水 敬二      松儀 倫也      佐々木 大樹      中村 裕一

【出席職員】 6人

【傍聴者数】 0人

## 議事日程

1	開会.....	3 頁
2	支所・出張所制度についての説明.....	3 頁
3	協議事項.....	4 頁
4	報告事項.....	16 頁
	第 2 7 次地方制度調査会関係資料について.....	16 頁
	地域審議会の設置状況について.....	16 頁
5	自由討議.....	20 頁
6	その他.....	27 頁
	第 3 回会議の開催日時等について.....	28 頁
7	閉会.....	28 頁

## 1. 開 会

**佐藤委員長**：皆様、本日はお忙しい中お集まり頂き、誠にありがとうございます。

ただ今から「地域自治組織等小委員会」を開会いたします。なお、ただいまの出席委員数は14名で、定足数に達しております。

## 2. 支所・出張所制度についての説明

**佐藤委員長**：それでは、次第の2「支所・出張所制度について」事務局より説明願います。

**松儀班長**：今後の協議にあたっての基本的な考え方でございますが、1つに、住民の利便性の確保に留意すること。2つ目に、効率的な行政運営に資するものになること。この2つの基本的事項に配慮して協議を行っていただきたいと考えております。支所、出張所の機能等については、事前に資料1としてお配りをいたしております、地方自治法（抜粋）をご覧くださいと思います。地方自治法第4条で定めております事務所の設定につきましてですが、新市の事務所として協議会で「石狩市役所」と確認されております。

次に、支所・出張所の設置についてですが、第155条に規定されております。支所の組織としての位置付けでございますが、市町村の特定区域を限り、主に市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所でありまして、事務処理の便宜のため、市長の権限に属する事務を分掌させる、総合的な出先機関として位置付けられております。

一方、出張所は住民の便宜のため、市役所または役場までわざわざ出向かなくてもすむ程度の、簡易な事務を処理するために設置する事務所、いわゆる窓口の延長という概念でございます。現在、支所機能を持った出先機関は、この1市2村にはございませんが、出張所機能としては、石狩市に2つの出張所がございます。説明は以上です。

**佐藤委員長**：ただいまの説明について質問はございませんか。中野さん。

**中野委員**：石狩市の中野です。この支所あるいは出張所の設置の基準と申しますか、人口の基準はあるのでしょうか。

**佐藤委員長**：説明をお願いします。

**清水事務局次長**：私の方からご説明させていただきます。特に支所・出張所等につきまして、人口的な基準はございません。ありますのは、特に今必要に応じて設けるんですがその場合に考えられているのは、逐条解説とかそういう解説、法の解説書を見ますと、やはり合併した場合が多ございます。合併をしまして地域の特性というのがありまして、すぐには離れている地域等におきまして、行政としての事務を行うに支障がでてくるような場合があり、また住民に不便性がある場合について考慮しまして、支所を置くというのが通例多いように聞いております。出張所につきましては、窓口的業務でございますので、戸籍住民とか住民票、戸籍謄本等、窓口的なものが主となりますので、これは適宜必要に応じて集落等において、各市町村の方で住民の利便を考えて置く場合がありますので、ただ設置基準等は考えられておりません。なお、文言として今具体的な例でご説明をしましたけれども、文言として置く場合についての考え方は資料1の方の地方公共団体の事務所の設定または変更というのがございます。その中の第4条の2以降のところですね、前項の事務所の位置を定め、これは市役所や町村役場のことを言ってるんですけど、これと同じような考え方で考えているとなっております、その考え方としては住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮をはらわなければならない。今言ったような事情というのは、文言でいうとこういう形になりますけど、実態とし

ては先ほど申しあげましたように合併等による部分では支所が多ございます。

**佐藤委員長**：中野委員。

**中野委員**：今、合併した場合には設定する、設置する、ということをお聞きしましたが、特に花川南地区ですね。石狩市の全体の約44～5%を占める人口がおられるわけです。これまたさらに、それ以上人口が増加しても支所というものは設置可能か不可能か。このへんちょっと。

**佐藤委員長**：はい、お願いします。

**清水事務局次長**：花川地区においてその支所を設置するかどうかという問題になりますと、まさに、現市役所でも同じ状態で新市においても同じ状態になるかと思うんですけど、その点につきましては、政策的な意図が大きく働くのではないかと。この合併だからという話ではないのではないかとというのが1点目でございます。それから2点目として考えられるところは、合併しても状況は変わらないわけですね。花川地区と現市役所の位置関係、利便性が変わらないのであれば、そこで多大な状況の変化があって不便性とか変化が何かあるかどうかというところが、政策的な判断の分かれ目となってくると思うんですけど、そういう劇的な変化があるのかどうか、というのはやはり住民の声と議会の判断となってくる。最終的な議会の判断になってきているのでしょうから。ただその時にもう1つ考えられるのは、相当の支所を置くというのは、費用がかかります。人の配置もしなければなりません。建物も建てなきゃいけません。土地も確保しなければなりません。そうやってきた時、非常な財政負担と考えなければなりません。それら総合的に判断して政策上決定されていくのかなと気がします。ただ、もう1度繰り返しますが、この合併協議会の中で扱う問題とはちょっと違うかなと感じるところでございます。

**中野委員**：はい、わかりました。

**佐藤委員長**：はい、ありがとうございます。他にございますか。ないようでございます。

### 3 協議事項

**佐藤委員長**：次に、協議事項に入りたいと思います。

本日の協議事項は、事務局から送付があった、「目指すべき地域自治組織等及び望まれる支所機能に関する提言シート」に基づきまして、それぞれ委員の皆さんから率直な意見発表を行っていたきたいと思います。それでは、発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

どうでしょう。順番のほうがよろしいですか。別に構わなかったら今手が挙がっているので田村さんの方からお願いしたいんですが。田村さんお願いします。

**田村委員**：厚田の田村でございます。私は地域自治組織については、前回の小委員会でもこの組織は必要とずっと申し上げたところでございます。この組織内容についてはですね、やはり11月に出される地方制度調査会の最終答申に基づいて、検討すべきであると思います。それと特に私も厚田の議員でございますけど、議会議員の定数及び任期の関係について、小委員会で実は審議されて、そのうちに結論が出るんだと思いますけれども、この自治組織についてはその面についてですね、重要に関連してくるのではないかと。ということは今議員の任期の関係で、私は今の議会議員はですね、石狩市の任期に合わせて、そのまま身分を持つと私は考えておりますけど、これがこれからの議論になるのかならないのかわからないですけれども、そのことと十分関連していくのではないかとというふうに思います。今建設小委員会ですね、建設計画がそれぞれ策定されていくわけですけれども、そのことがどれだけ合併後に担保として残るのかどうかということについても、私は非常に財政とかいろいろな面で危惧する面がございます。この自治組織

の審議会になるかどうか、当然法人格2,000やその程度の人口の中で、法人格の持つ自治組織というのはなじまないのかなと思っていますので、その点も改めて付け加えさせていただきます。それと望まれる支所機能、先ほど条例等の中で説明されておりました、行政コストの削減ということも当然考えなくてはならないことですし、地域の住民生活に直接対応する窓口というものは、特に保健福祉、上下水道については支所機能の中に取り入れて設置をしていただきたいと思います。当面は住民が不安感を感じないものの対応というのが必要であると思います。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。次どなたかございませんか。

はい、厚田の桐山さんお願いいたします。

**桐山委員：**厚田の桐山でございます。田村さんが言われたことと大差はございませんが、私もこの提言シートにですね、まだ答申がなされていませんで答申後設置可能な法人格に近いものとそういう書き方をしたんだろうと思いますが、初回の時にも私から皆さんにお願いをした経緯がありますけど、できるだけ旧自治体にですね、特に厚田も浜益もだんだん過疎化されていく状況でございますので、できるだけ村民の意見が反映できるような組織を残していただきたいというのが希望であります。可能な限りですけどね。支所につきましては、先ほど説明がございました資料1の中に、市町村の事務全般にわたってということが書かれていますが、例えば土木だとか勤業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。ということがうたわれておりますので、支所を置いていただければ、当然市町村の事務全般にわたってのことで支所ということになるようですから、そういう支所であれば私はよろしいんでないかという考え方でございます。何にしても1点目の方については、まだ答申がでていませんで強く要望することはできないんでないかと思えます。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。ただいまの、支所をおいて欲しいというお話でございます。他にございませんでしょうか。はい、石橋委員さんからお願いいたします。

**石橋委員：**あの、制度調査会の答申がまだでていないということで、完全につっこんで論議できないというところに焦りも感じるわけですけど、切羽詰まってきているのではないかと。答申がもっと早くでないかなという感じがするし、昨日も会議がありまして、釧路市の方と話してきましたけど、既に編入合併しないと決まったらしいです。新設合併ということで決まってどんどん話が進んでいるという話も講義の中で聞いてきましたけど、それにしても随分こっちの方は進め方が遅いという感じがするわけです。支所の話もできましたけど、今までのそれぞれの役場の行政と大差のないような業務ができるような支所を設置しなければならないんじゃないかと感じております。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。現在のようなそのままの支所があってくれましてありがたいというお話でした。

他にございませんでしょうか。石狩さんないですか。堀委員からお願いします。

**堀委員：**現在の石狩市の状況を考えると自治体が市民を統合するっていうことはもう終わって、その市民とかNPOだとか企業とかが自治体と協働する時代になってきて、市町村合併において地域自治組織というのが、特別な意味を持つものではなくてもいいというふうに考えております。1市2村が一つになるということで、一体化が早く感じられることが必要だと思っていますので、地域自治組織が特別なものではなくて、今あるような町内会の連合会のようなかたちの自治組織というのが望ましいのかなと。地域のことは地域で暮らす人たちが一番わかっているんで、地域が自主的に責任をもって組織するのがいいのかなと感じております。地域自治組織が仮に設置さ

れた状況の中でも長い間継続されるものではなく、ある程度期限をつけて設置されることが望ましいというふうに思います。

それと支所機能のところですけど、地域の方がどのように希望されるかということが、一番重要だと感じております。地域的にすごく広がって交通の便も良くないと、本当に良くない所ですので、相談窓口の充実っていうのがすごく必要になってくるのかなって。いろんな申請書の手続や証明書の発行だとかというところで事務事業がスムーズにいくようなことが必要だと思うので、その辺は重視して考えなければいけないのかなと感じています。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。ただいまのお話はお聞きの通り、支所はその地方で考えて欲しいということだと思います。次にもうひとつくらいお願いしたいんですけど、飯尾委員からお願いいたします。

**飯尾委員：**飯尾でございます。私の場合文章で書いてきたので文章を読み上げるような格好になりますが、よろしくお願ひいたします。市町村合併が進むと行政サービスの効率化と足腰の強いシステムづくりが可能になる反面、顔の見える住民自治がおろそかになる可能性が心配される。これについて総務省の考え方としては、効率の良い基礎的自治体をつくるための合併を推進することとあわせて、身近な自治を行う基礎的自治組織の創設を検討していると思われる。このことについて、住民に必要な行政サービスを行う、合併された地方政府たる「ローカルガバメント」並びに住民自治を行う自治組織、いわゆる英語で言いますと「マニシパル」と呼ばれるものですが、そういうものを2本立てで検討しているものと考えられると思います。特にこの地域自治組織においては、合併前の地域を守るという観点で考えるより、大きな合併された地方政府の中で、いかに住民自治を守るかという観点で考えた方が良いと思います。地域自治組織においては、新しい石狩市の中で集落や拠点をもとに設立できるような方法をとるべきでないかと考えます。例えば浜益や厚田地域はもとより、石狩においても集落的な地域や中学校区などに自由に設立できるようにしてはどうかと考えております。また、設立に関しても地域の住民が自由に合意のもとに設立ができることが必要だと考えております。

また、その地域自治組織の業務としましては、自分達の地域のイベントを創設するなどのまちおこしの事業、または自分たちの公園づくりなどの美事業、または自分たちの会館などを建設または管理などを行う事業。あるいは地域の子供たちを育成、女性問題などの人づくりの事業。あるいは助け合い的なことなどの福祉事業などを地域住民による自治的事業を行うことができるものとしなければならないと考えております。そのためにも地域自治組織には法人格が絶対的に必要であり、必要ならば2、3人程度の事務局員もおけるようにしなければならないと考えます。組織の形態については5、6人程度の理事並びに長を住民総会や選挙で選出するものとし、役員の報酬は無報酬または交通費程度で良いと考えております。イメージ的には社団法人の観光協会あるいはまちづくりのNPO法人あるいは協同組合や区画整理組合のようなものだと私はイメージしております。

ちなみに欧米の自治体というのがこのようなものであるのではないかと思います。例えば石狩市の姉妹都市のカナダのキャンベルリバーを例にとりますと、行政というのは連邦及び州の事務を行う「リジョン」と呼ばれる行政区が全国くまなくあり、選挙で選ばれた20人程の評議員と行政長官がサービスを行っています。その行政区の中に住民の自由な意識のもとに、「シティ」あるいは「タウン」あるいは「ビレッジ」というものが設立されております。これは日本の市町村とは全く違まして「マニシパル」自治法人、先ほど申しております地域自治組織に充当するの

ではないかと考えております。キャンベルリバーは「シティ」であり、1名の市長と6名の理事、日本では議員と呼んでいますが、正式、内容的には理事だと思います。1名の市長と6名の理事が、毎月2回、夜に公開で理事会を開き、住民自治に関する事業を決定し、遂行し、市長及び理事の報酬はほとんど月額5万円程度でございます。

こうしてみると総務省の進めようとしているものと非常に似ておりまして、行政を行う地方政府たる、合併した基礎的市町村とその中における住民自治を行う地域自治組織というものを並行して考えていくものでなければならぬのではないかと思います。答申がまだ出ておりませんが、出る前に私達はそのイメージをしっかりとって、こういうものにしていきたいと、考えていかなければならぬのではないかと考えております。

7月に私達青年会議所のセミナーが横浜で市町村合併のセミナーがありましたが、その時に時の総務大臣 片山大臣と合併担当の課長が申し出ておりましたが、多分法案化される段階では、いろんな選択肢をもちながら、それぞれの自治体が選択できるような格好の法案になるとはっきり申し出ていたので、やはり今の段階から答申が出る前から私たちはこうしたいとイメージを持って進めるべきではないかと思っております。簡単に言いますと、私の意見は合併前の地区を守るという観点ではなくて地域政府の中で自治組織を自由に設立するのを並行して考えるべきであるということをお願いしたいと思います。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。では、お話の通りキャンベルリバーを振り返って見てカナダの行政はこんなのだよという説明もございましたし、自治というものは自分たちがつくっていくものだという結論のように理解しています。ありがとうございました。他にございましたらお願いします。中野委員お願いします。

**中野委員：**第1回目が終わって、このような目指すべき地方地域自治組織、また望まれる支所機能ということで、意見を求められているわけですが、私はこのような行政といいますが、行政機能といいますが、この辺についても全く承知をしていないというものでございます。その点からみまして、なかなかこの辺の提言のまとめということにつきましては、骨を折るという考えでございます。幸いこの小委員会には、公共団体の運営及び市町村合併に造詣の深い共通委員の2名がおられるということで、2つの問題についてのまとめにつきましては、非常に私は力強く感じているところでございます。1回目でこのような問題を求められたわけですが、建設計画小委員会では2村のいろいろな細かいところの視察も行っているということをお聞きしております。このような求める前にこの2村の環境と申しますか、この辺の状況、条件、この辺のところをもっと見させていただき、そしてまた地域の方々に聞いて、その辺の実際望まれる所この辺もやっぱり視察の中で、勉強しなければならなかったのではないかと考えているところでございます。目指すべき地域自治組織等の提言でございますけど、いろいろとご意見がございましたが、私も内閣総理大臣の諮問機関である第27次地方制度調査会において報告がありますように、合併後において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する道を開いておると、さらにまた今後においても制度化に向けて議論されるようなことを申し上げているところでございます。私はこのようなことから積極的な2村について地域自治組織等というものを考え、設置すべきものと思っております。

また、支所機能についてですけれども、当然この旧2村につきましては、支所等を設置いたしまして、2村の今までの行政機能を十分取り入れ、合併後の機能に支障・停滞することのないように検討することを考えているところでございます。さらにまた、支所機能については、所掌事



務につきましても幅広い機能を持たせていただきたい。例えば生活福祉課だとか、産業経済課そういったものを設置いたしまして、幅広くこの辺を運営するように考えているところであり、そのようにまた対応、対処していただければいいのではないかと、このように思っているところでございます。

**佐藤委員長**：はい、ありがとうございます。中野委員からでした。

他にございましたらお願いいたしたいと思うんですけども。石狩の小林委員です。お願いします。

**小林委員**：合併協議会っていうのは5回ありましたかな。合併ってどうしてするのかと真剣に考えますよね。それはやっぱり、日本国が栄えて栄えて金余り現象で、大盤振る舞いで地方に金よこしてよ。ところが、これがひっくりかえっちゃった。金なくなっちゃった。そこでやっぱり、合併問題が起きたのかなと。今合併協議を行っておりますが、あと3年後には我々会社なら倒産するもんね。間違いないね。財政シミュレーション、あれを見てみると、こんなふうになってしまうのかと。ですから痛みを分かち合って合併に積極的に向っていかなくてはならない。釧路はなんとかって話ですな。もう決まっただとか。我々は何をやっているかという話ですが、どうもこの辺が痛み分けというのが足りないという気がしますね。私は合併についての考え方でそのように考えております。もっと進んでもいいのではないのかと。

今度は地方自治組織等に関する提言でございますが、私は今ここにまいりまして、地域自治組織制度の基本的な考え方っていうのがですね、10月17日にでてきたと。これ読んでいたら、協議会及び地域自治組織の長を置くことにするとか、評議会っていうんですね。これ一体どうなるでしょう。この前の説明で私は合併に賛成ということを申し上げましたが、厚田、浜益には地域審議会の設置を、どうしてもしなければいけないでしょうと、そういうふうに思っておりますし、これは強力に提言をこの前もいたしました。それは変わりはありません。前の資料なんかをめぐってみますとね、大体地域審議会が設置されております。期限っていうのが、5年、10年で10年が圧倒的に多いですね。委員の人数でありますけれども20人とか、15人とか、10人とか、私は人口比そういうことなどを考えまして、委員数ってのは10名程度くらいでないかなと、各関係の方々をですね、2名ないし3名は公募して、そして市長が任命をするという形をとった方がいいのではないかと。ただここで評議会ってのが出てきましたから、おいおいこれは少しどうということかってことがわからないです。そういうふうに考えて審議会がやはりこの建設計画について、真剣に意見を言う、諮問があったならそれに答える。それから市に対して意見をする。そういうことをしませんとどうもミックス化しないなと、ミックス化しないというのは石狩市として共に生きるという形にはなっていないというふうに思います。ふと思えますけど、石狩市民になったと高齢者の皆さんがたですね、お医者さんがいるからって石狩市の方に市営住宅に何人かおいでになるんでないかなと、ふと考えたりしているんですけど、それはお互い手を取り合ったりすればいいなと。それからですね、いろいろと支所については厚田、浜益が支所と、他に阿寒とかあっちのほうでは、ちょっと名称はなんとかセンターとなっていましたか、今一箇所どこかありましたな。他はみな支所になっていたみたいですけどね、地方自治法に基づきまして支所が無難かなと思っておりますが、ただし、さっきの地方制度調査会の最終報告ってのは11月にでてくると。ですから、三位一体だとかそういうことですら、まだはっきり数字とはでていないので、このへんは11月を待って以降、積極的に議論して望ましい姿を提言していくべきだというふうに思っております。ただし、私は基本的に絶対守らなくてはならないのは、財政

を優先させ支所機能を低下させて、憲法の第2条の生活権を阻害させるようなことがあったらならないですよ。絶対にその辺の線はですね、守らないと住民の幸せにならないかなと。それから些細なことのようにですが、大事なことだと思うんですがね、職員の人事交流の問題ですな。私は活発化させる要があると思うんですよ。もしも、固定化するのであれば相互理解が困難になると思うんですよ。厚田、浜益カラーがそのままの状態。ですから、交流いたしますと新石狩市でもって私は、再構築という言葉がさっきでてきましたが、再構築ということはですね、交流しないとだめだなと、公務員として毅然として人事異動には応じてもらわないとだめなんだ。とこういうふうに思っているんですよ。

それから、社会福祉協議会だとかさきほど、堀委員の方から提言がありましたが、連合町内会だとか、そういういろいろな団体がありますよね。したがってそれらの諸団体も合併に向けて協議に入っていかなければいけないだろうと。私は社会福祉協議会でありますから順次勉強会を開いて、合併に向っていかないといけないと、そうすることによって、住民の一体感が生まれてくる。そういうことを大事にしなくてはならない。というふうに思っております。この基礎的自治体って、基礎というのは社会的には、基礎集団と派生集団という2つの団体がある。集団がある。したがって、基礎的な集団っていうのは基礎集団でありますから、心が通じ合う集団。これが基礎集団ですから、基礎的な自治体っていうのが、あくまでも心が通じ合うそういう自治体でなければならないと。基礎的という言葉が用いられている。そんなこともこれを読みながら感じました。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございました。ちょっと事務局にお伺いします。このまま、委員さんの意見を順次お聞きしてもいいんですか。それではこのまま続けたいと思います。神田委員からお願いします。

**神田委員：**私の方からは、資料2-1にあります特別地方公共団体とするタイプを今度の地方制度調査会の方でどのような答申がなされるかわからないんですけど、この資料2-1の段階では私はそちらの方をお願いしたいと思います。また、その内容とかそういうことにつきましては先ほど石狩の飯尾委員さんからの説明がありましたけど、全く同感でございます。

**佐藤委員長：**ただいま資料1-2ですよ。

**桐山委員：**ちょっと事務局、資料2-1のですね。

**佐藤委員長：**2ですか。

**桐山委員：**2-1の(3)でなくて、(2)ありますよね。4ページ。指定都市への適用について。この辺よくわからないんですけどね。これは、うちの市町村合併にも可能だということでもいいんですよ。指定都市行政区うんぬんが前からあるんですが、どうもこれがひっかかるんですよ。ちょっと説明して下さい。

**佐藤委員長：**はい、あとからと思いましたが、今説明させていただきます。

**越智委員：**委員長、意見は意見として資料の中身についてかみくだいた説明がないと、それなりの義務があると思うんでね。だから皆さん同じような意見ばかりなんで、先に進めて、こういうものを含めたなかでの論議ってことでいかがでしょうか。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。そういうことを気にしたもんですから事務局に中間で思ったんですけど、ちょっと事務局の方からご説明いただきます。

**清水事務局次長：**事務局の方から説明させていただきたいと思いますが、レジュメを見ていただきたいと思いますと思うんですが、協議の流れとして、現段階で皆様がどのようなことを地域自治組織

並びに支所等についてお考えになっているかということをお聞きしまして、それから次4番目の報告事項なんですけど、(1)で第27次地方制度調査会の資料という関係資料として、つい最近出たばかりのもので、10月17日に総務省がこの第27次地制調に対して、意見、具申をしたわけですね。27次地制調の答申になるかといえば、微妙なところなんですけど、実際には話し合いが行われてる中で総務省としての意見を取りまとめて、27次地制調にこういう形で考えますよと国で資料を出していったという状況でございます。その状況を後ほど提言を皆様からお聞きした後にご説明して、それらを踏まえ全体的にどう考えていけばいいのか、現時点でどう思われるかというところを5番目の自由討議というところで忌憚のない意見をもう一度いただこうと思っていたのでございます。そういう流れなのでご了承いただければと思うのです。

**神田委員**：この内容は今日見て、十分に論議する提言シートに基づく関係のあれを十分に踏まえてればいいんだけど

**清水事務局次長**：いえ、そんなことではなくてですね、この資料というのは真新しいもので勉強するとかそういうものじゃございませんので、手に入った私もようやく解説的なものをつくって、今日皆様と一緒に勉強する。それくらいのものでございます。ですから、まずは皆様のお考えを聞いた後、新しい情報としてこういうものがあります。ということをお互いにしましてね、その中でどういうふうを考えていこうかと一歩進めようとそういう並びでするので勉強不足だとかそういうことは全くそういうことはございませんので。

**桐山委員**：はい、わかりました。

**神田委員**：厚田の桐山さんが言ったね、指定都市の適用ってのは、今回の場合に適用になるのかっていう質問がありましたけど、それはどうなんでしょうか。

**清水事務局次長**：それだけ先にお答えさせていただきます。資料2-1の4ページ(2)指定都市の適用について、これにつきましては、前段でいろいろと説明しなければならない事項があるのですが、総務省が考えている地域自治組織の文がございまして。それを適用する場合、普通の市町村と指定都市というのは、適用の仕方が違うであろうと。指定都市というのは通常、行政区を持っているところでございます。ですから、行政区を持っているところに地域自治組織をあてはめる、一般制度としてあてはめるにはどうしたらいいかということを書いたのがこの文章でございまして、指定都市の行政区、また特別に離れている地域。それを一定の区域と言っていますけど、これらをもって地域自治組織を置いてもいいよ。とすることがいいんじゃないかということをお互いに総務省が考えていると。こういうことを言っているわけです。直接的には私たち、合併協議の中とはちょっと話が違っている内容となっております。ちょっと言葉を選んでしゃべってますので。国はですね、全体を考えた制度として考えたものですので、このような表現となっていることなのでご了承して下さい。

**佐藤委員長**：それでは事務局の運び方に従いまして、もう少し皆様のご意見をお伺いしてからこの問題に入りたいと思いますので、ご了解いただきたいと思っております。浜益さんの方でどなたかございませんか。どなたでもけっこうです。越智委員からお願いします。

**越智委員**：浜益の越智です。前回出席してませんので、今回みなさんとは初めての顔となると思いますがどうぞよろしくお願いいたします。それでですね、今この進め方なんですけれど、神田さんの方からも出たんですけど、この資料もあんまり把握していない中で、意見というのものなかなか言いつらいつてもものもあるんですけど、今日の協議項目の中で第27次地方制度調査会の資料ということについて、これの資料の説明を踏まえながら入っていきたく思うんでね、各々勝手

に資料の中身の説明を願うんでなくてね、事務局の方から中味についてご説明願えればありがたいなと思うんですけど。報告事項であるんですけどね。この提言にしても意見発表と言っても概略というものもあるんですけど。まずこの地方制度調査会の答申がはっきりなされていないというのと、資料として出てきてますけどこれらも初めて見るものでね、これについても説明、中味についても説明願いながら意見も言うところがあるんでないかと。資料の説明をお願いしたいなと。

**佐藤委員長：**はい、それでは

**堀委員：**今日はこういう議事次第ということで協議事項で、全委員に提言シートを渡された時点では、今日の資料ってのは全然頭になくて、その時点でどう考えていたかというのが今の議論ですからね、そこをやって、それが終わって、説明を受けた方がいいと思います。そのあとに自由討議というのが入っているのですから、今日渡された資料に関してはその時にやればいいのかと思うので、このとおりに進んでいくのが必要だと思いますので、一応私たちの宿題でもありましたのでね。皆さんの考え方があったら私は先に伺っておきたいと思いますので、そのとおりに進める必要があるという説明ですから、それはいかがなのでしょう。

**佐藤委員長：**事務局としてはそういう考えで進めていますから、ない人はなくてけっこうですから、今までの審議の中で自治に対して、ご意見がありましたら、お伺いした方がいいかと思えます。そのあとで第27次の説明をいただきたいと思えますので。はい。

**中野委員：**今の進行についての意見があったわけですけど、今日の審議、協議、これは円滑に進めるためには、この通り進めていただければ。

**佐藤委員長：**はい、わかりました。今のご意見もこのままもう少し続けてほしいということなので、他にありましたらお願いします。挙手がないようでございます。今考えていたんですけど、田中さんから今までのお話につきましてご意見ございましたらお願いします。

**田中委員：**共通委員の田中のございます。ご意見ということですけど、私からお話するとなると一般的なお話になると思うんですけど、地域自治組織についてですけど、委員の皆さんからご意見出ていましたように、現段階では地制調の中間報告で示された地方自治組織の内容が明らかになっておりませんので、今後の動きを見据えて、地域自治組織の必要性等について十分議論していくのではないのかなと考えます。それからいずれにしても3市村が合併し、新市を形成するにあたって、新市の一体性を速やかに作りあげることが必要でないかと思えます。そのための手段はいろいろあると思えますけど、少なくとも地域の住民意見を踏まえたまちづくりというのが、不可欠ではないかと考えます。

先ほど小林委員の方からもちょっとお話ありましたけど、現行の合併特例法においてもですね、合併市町村からも諮問を受け必要に応じて意見を述べるができる地域審議会という制度が設けられております。この審議会の設置は任意でございますけれども、地域の実情に応じて判断されるべきものとされていますので、この小委員会においても必要性について議論を行っても良いのではないかなと思えます。あとから総務省が地制調の方に意見を提言されている内容についての説明があると思えますけれど、北海道としても、地制調の最終答申が11月中旬頃にまとめられる予定になっているというふうに聞いてございますけど、具体的な内容ですね。地域自治組織などを含め、どのような内容で答申がされるのかという情報が入ってきていません。けれども、道では、地制調の最終答申が出される前に、北海道の考え方などを提言するというので、昨日知事が、地制調だとか国に「北海道の基礎的自治体のあり方に関する提言」というものを行って

ございます。この提言については、道内の市町村長の方々とで構成していますが、北海道自治のかたち円卓会議と、新聞等でこの会議をご承知の方がいると思いますけれど、その場において出された意見等を踏まえて、取りまとめたものがございますけれど、その中で地域自治組織についても提言をしておりますので、これを機会に情報提供としてお話ししておきたいと思います。

大きな考え方としては、地域自治組織については、合併によって生まれる新たな市町村の中心部とそれ以外の地域との間に格差が生じるのではないかという住民の懸念の緩和、それから各地域の多様な産業、あるいは文化などの特色を生かし、お互い支え合いながら地域が自律し主体的に地域経営を行っていくための機能強化というものにつながるということで、地域自治組織というものは、大きな役割を果たすことが期待されている。というふうに前段で書きまして、具体的には5点提言しています。1点目は地域自治組織の導入について、新しい合併特例法、今の合併特例法は17年3月31日までですけれど、新しい合併特例法に基づいて合併を行った市町村のみしか対象にならないのか、どうかってことで、要するに17年4月1日以降に合併を行った市町村だけが対象になるのか、どうかといったようなことが中間報告では明確になっていないということから現行の特例法、合併特例法により、合併を行った市町村についても適用をするようにということで提言をしています。現行では今の合併特例法では、先ほど言いました地域審議会の設置のみとなっております、読み方、見方によっては地域自治組織というのは17年4月1日以降の合併市町村だけが対象になると見えるものですから書いてないんですけど、その以前のものにも対象にするようにとしています。それから2つ目は地域における住民自治を強化する仕組みとしても活用するためにもですね、地域自治組織の設置単位を合併前の旧市町村に限定しないということにするとともに、地域自治組織のタイプ、行政区的タイプと特別地方公共団体とするタイプがあるんですが、地域自治組織のタイプについても、地域の実情に応じて選択できる柔軟な制度にしてほしいといっています。それから3点目、行政区タイプ。イメージでは政令都市の区や支所とこういうようなこと言われているんですけど、その行政区タイプの執行機関の長については、トップについては議会の同意を要する特別職とすることができるようにという提言も3点目でしています。4点目はもう1つの特別地方公共団体のタイプの機関については、基礎的自治体の補助機関の地位を兼ねることとし、法令により基礎的自治体に処理が義務付けられている事務も処理することができるようにして欲しい。このことは中間報告では基本的には法令で義務付けられていないものの内、地域自治組織の区域にかかる地域共同的な事務。例えば産業まつり等のまちづくりイベントのようなものをイメージしてるんですけど、そういうものを処理することとしていまして、法令により義務付けられている事務を処理することについては、検討するとされていたことから、明確にするために提言しているということになっています。もう1つは最後に5点目なんですけど、選挙に関係することなんですけど、地域自治組織の導入に伴って、各地域の声を新しい市町村に適切に反映させるということで議会議員の選挙にあたっては市町村の全区域と各地域自治組織を区域とする複数投票制を選択できるようにと提言しています。イメージとしては、国の選挙に置き換えると比例代表選挙と選挙区選挙みたいなもの。というようなことをできないかということ提言しています。以上で地域自治組織に関する地制調等に対する北海道の考え方の提言ですけど、いずれにしても地制調の最終答申が先ほど言いましたが、11月中旬出されるということですけど、この知事が昨日行って提言した内容ですがね、最終答申の中に盛り込まれるかどうかかわからないんですけど、こういうことで地制調の方に提言しているということでございます。参考に情報提供ということでお知らせしておきたいと思います。

もう1つの支所の関係の提言シートについて言って欲しいということなんですけど、合併後当然ですけど新市の機能を現石狩市役所に集約するということは、行政の効率性の観点から必要なことだと考えますけれど、現在の厚田村、浜益村の住民の方々、特に高齢者などの利便性、冬期間の交通の状況などを考えますと、少なくとも住民票の交付などの窓口業務を行う出張所の設置は必要ではないかと思われま。また、農業、水産業などの地域に密着した産業振興だとか各種伝統行事をはじめとする地域コミュニティへの支援、さらには災害発生時における行政としての対応などの面を考えますとこれまで各地で行われている合併市町村の状況などをみても、一定程度の機能を有する支所の設置、その必要についても十分検討すべきものではないかというふうに考えます。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。だいぶ難しいような話になっちゃったんですけど結論としては、支所は絶対必要であるってことに決定するのではないかということと理解いたします。どうもありがとうございました。事務局の方は全員の発言をいただきたいということでございますので、鈴木委員さんの方から。

**鈴木委員：**私は前回いろいろと個人的のことで出席できませんでした。私の勉強不足で今これから言うことについて、いろんな私の間違いもあろうかと思いますが、合併協議会というのは我々厚田村にとっても私どもにとっても不利益をこうむるのではないかと一つの前提がございます。今までの基礎的な自治体を持ってた、古い時代は産業的にも全てが石狩さんと浜益さんと厚田と一番最初の協議会で申しました通り、基礎的なものは似てましたね。ですけれども今ははっきりと石狩さんは突出してしまったということで、生活環境ががらりと変わりました。そういうことから申しまして、私共は非常に遅れてしまったというような、浜益さんもそういう状態だと思っております。今この地方制度、我々に預けられた小委員会の中というのは、非常に難しい問題が提起されていると思っております。やっぱり自治を治める町村議員も市会議員もそうですが、その数すら決まらない中で、これをまた我々にこういう問題を簡単に言うならおおざっぱな、地方自治の下部の問題を取り仕切れというふうなことでございますよね。全部決めるということは非常に難しい問題だろうと私は考えております。ですから、今も説明がありましたように、地方の我々古い自治体というふうに桐山さんもおっしゃっていましたが、厚田、浜益の町村議員を決めるのも、比例代表区のようなかたちで決めていくのではないかという知事から提案があったということから、地域審議会の中で決めるというようなご意見もありましたけど、また協議会で決めるという新しい提案があったということから、それがまず決まらないってということが、いろんなことを決めていく問題の一つにもかたちとして現われてくるものがないということで、非常に難しいことだろうとうちの田村さんも言っていましたけれど、そういうふうにそれが決まらないというのは一つの今後の決めていく一つの流れとして難しい問題も出てくるのかなと思います。産業自体も農家は当別と一緒にしております。漁業はうまくいきました。一部事務組合も当別だとか新篠津と一緒にしている。そんなようなことで、いびつなかたちで流れていますよね。この合併の問題としても、これらがどうなるかということも、この間も私ども厚田だけの委員だけの集まりでも、それが一つの今後の問題として出されております。ですから小林さんのご意見の中でそれぞれの社会福祉協議会の中で提案されて5年後、10年後の心配したことがそれぞれの町村の中で、持ちよって直していけばいいんでないかと私もそういうふうに思っております。いかに合併したからといって1回に全てが解決される問題だろうというふうには考えておりません。3年後、5年後、10年後という期間を持ちながら、やっていかなければなかなか

か思うようにいかないだろうということは十分考えておりますけど、そのようなことで、国の方針すらこうやってしょっちゅう変わるわけですね。知事の方針でも今のようなことでどんどん変わっていくわけですから、我々が預けられた小委員会のテーマは非常に住民に直結する問題ですから、非常に難しい問題だと考えております。今回ここで意見を集約してしまうということについては時間がないから大変だろうとは思いますが、いっぺんに決めるということはなかなか難しいだろうと思います。

ですから支所なり出張所なり厚田も必要でしょうから、確かに人口比からみますと少ないですけど、支所なり出張所なりというかたちの中で、役場の職員は全部石狩市の職員となりますけど、その中で厚田の100人近い職員がおりますけど、それが全部石狩に行って20人なり10人残されたとしたら、ここから厚田の人口ってのは500人くらいは減ってしまいます。そうしますとシミュレーションで出ていますように、1回に人口は何年かのうちに2,000人切ってしまうような状態になります。そういうようなことで大変な状態になりますけど、これもやむを得ない状態がくるだろうと考えております。そういうことで、こういうご時勢になりましたから、やむを得ないことだろうと考えておりますけど、そういうふうな状態が目に見えて分かるわけですから、いろんな学校問題のことも出てくるだろうし、地方自治小委員会というのは、老人クラブもありますし、婦人会もあるだろうし、いろんな社会福祉協議会を通じる問題に発生してくる問題もあるでしょうけど、福祉の問題から考えてもいろいろとありますけど、細かい問題については時間をいただきながら進めなければ、我々も責任ある回答はなかなか出せないだろうと考えています。ですけれども支所なり出張所なりというものは、やっぱり残していただいて、その機能は十分果たせるだけのものを残していただかなければならないだろうと思っております。思うようなこと十分には述べられませんでしたけどそう思っております。

**佐藤委員長：**大変ありがとうございます。本当に将来どうなるかという大事な大事な問題でございます。

**鈴木委員：**それから飯尾さんが発表した新しい提案というのは大事な提案ですから、コピー頂けたら大変ありがたいんですが。

**佐藤委員長：**はい、飯尾さんそれに答えられますか。  
それでは次に移りたいと思いますけど、どなたかおりませんか。河合委員さんお願いします。

**河合委員：**厚田の河合です。提言をまとめてきなさいよみたいな宿題を出されていたわけですけども、まとめるに実はいたらなかったわけです。しかしながら今日来て、いろいろと考えているんですけど、とにかく合併する場合のこと話してるわけですから、合併したら3つが1つになるわけですよ。そうすると必然的に堀さんも言っていましたけど、自治組織にそれほどこだわらるべきものではないような気がしてるんですよ。当然石狩市、厚田村あるいは浜益村と地域であって、そこに自治区をおいてみますと長をおくとかね、そういう形にはならないのではないかと。あくまでも、やっぱり1本で。それでいて行政の住民サービスが十分に届くような、そういうかたちに当然すべきであると思います。そういうふうにしなればならないとそういう考えは強いんですよ。

**佐藤委員長：**はい、今までと変わらない支所の十分に機能ができるようにというお話でございました。

**桐山委員：**今同じ村の河合委員さんがおっしゃりましたけど、理想であってね、そうなってい

ただくのがあれだと思えますけど、そう私ね、現実にならないと思えます。正直言いましてね。厚田の委員さんもおっしゃっておいりましたよね。私それ基本であって、そうあるべきだと思えますが、へき地にいますと、ちょっと問題深刻なんですよ。はっきり言いまして。働く場がありませんから結局高齢化が……。はい、すいませんどうも。

**佐藤委員長：**はい、残されましたのは、もう2名ほどですけど、岸本さんいかがでしょうか。

**岸本委員：**私も第5回目まで出させていただいてましたけど、来る時も話していたんですが、一応勉強しているつもりなんですけど漠然としていまして、この間も婦人会の集まりがありましてね、こういうに出ているんで何か意見がないかという話も聞いたんですけど、これは大合併、世の中、全体の流れに従うよりしょうがないのではないかと。浜益も若い人たちがけっこう残ってますので、その人達のためにも将来良い方向に持っていきたいという話は女性同士では話していました。先ほど小林委員さんから話が出ていましたが、浜益は全道一高齢が進んでいる村なんですけどね、わりと幸せなことに元気な高齢者が多いんですよ。石狩だとかに病院を求めて移住するのでないかというお話でした。子供たちが札幌にいる、滝川にいるといってもあまりそちらには行きたくないんですよ。本当に浜益が好きな人たちが多いものですので、先ほどから支所を置いていただいてサービスは手厚く、負担は軽くとはいかないという話でしたが、きめ細やかな行政サービスですね。そういうのをいただきたいといつもそう思ってここに望んでますが、皆さんの意見を聞きますとダブリますのでね、お話を聞いていましたけど、支所は絶対に置いて欲しいという意見が皆さんありましたし、戦後税収がどんどん上がってきて、行政サービスがどんどん進んで、そのうちバブルがはじけましたよね。今度税収が減ってサービスもそのまま続いたんで国が借金残ったんじゃないかというようなお話も聞いたことがあるんですが、本当に人口が減っていくと行政コストが高くなるという話で、借金もかさむとか、そのへん詳しい話は学習不足で定かではございませんけど、なんとか浜益村も今までどおり、従来通りのいろいろな、この間もお話ありましたけど、例えば検診が今まで浜益は500円だったと。石狩に並んでいくと2,000円になるということで、本当に心配の種がたくさん出てきてるんですけど、田岡会長さんが言ったように、今言ったように負担は軽くといいますと大事なところの行政サービスができなくなるよ。それもまたわかりますので、なんとか今までどおりの浜益で暮らしていけたらいいなと女性として思っております。

**佐藤委員長：**はい、貴重なご意見ありがとうございます。越智さんもう1回ございませんか。

**越智委員：**はい、あの当初から編入と、私は新設ってことで主張したんですけど、編入になりましたので、その編入の方式に基づいてこれから全てのこのお話をしていかななくてはいけないという観点に立っているんですけど、自治組織の問題を考えればですね、そういうこともからんで、やはりそういう編入された側の方はですね、自分たちの方の生活権、住民サービス、そういういろいろな問題をですね、編入した方の側、石狩市さんに要請していかななくてはならない。そういうことも考えましたら、今ここにありますように、堀さんの意見とは違うんですけど、地方に対して法人格を持たせていただくとかたちのタイプでですね、地方のそういう所の意見を集約したものを自治体の方に申し述べていくと、そういうかたちをやはり確立していかなければならないんでないかなと思っております。このあと自由討議もあるんでね、端的にはそのへんかなと思えます。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。一応皆さんのご意見をいただきましたので、ここで暫時休憩をしたいと思いますので、よろしいでしょうか。それでは休憩をいたします。時間



は10分程度ということで、15:30に再開したいと思います。

(休憩)

#### 4 報告事項

**佐藤委員長：**それでは時間でございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に報告事項に入りたいと思います。事務局より資料が提出されているので、始めに、「(1)地域自治組織等小委員会の進め方」について事務局より説明をお願いします。

**松儀総務班長：**その前に提言シートについて補足させていただきます。本日、書かれてある分につきまして、回収させていただきまして、事務局の方で打ち直して皆さんにお配りする予定となっております。

それでは資料2-1をご覧ください。

この資料は、総務省が「地域自治組織制度」について、基本的考え方をまとめて、10月17日に「第27次地方制度調査会」専門小委員会に対し、資料として提出したものです。前回の小委員会で中間報告の説明をさせていただきましたが、今回の資料が11月に出される最終答申の内容にほぼ踏襲されるのではないかと見ています。今回は中間報告の内容から軌道修正された部分があることから、その辺を中心にご説明させていただきます。

「合併後の住民自治」の制度について、現行の合併特例法では、合併後の住民自治を確保するため、合併前の市町村の協議により、地域の実情に応じて「地域審議会」を置くことができるとされています。そして、その特例法の期限が切れた平成17年4月以降の新しい法律では、「地域自治組織」という制度になってゆきます。1ページの総論の3つ目に、地域自治組織の目的が書かれてありますが、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎的自治体の判断によって設置することができる、とされています。

の4つ目ですが、地域自治組織について、中間報告では、法人格を持たない「行政区的なタイプ」と法人格を持つ「特別地方公共団体タイプ」の2つが示され、当面、合併した市町村にだけ旧市町村単位で設置を認める方針でありました。しかし、「合併に限った制度とすべきではない」、「区域は基礎的自治体の判断に委ねるべき」といった意見が強かったことから、合併市町村に限らないで、一般制度とすることを検討するべき、となっております。

2ページの1つ目で、ただし、のタイプ、特別地方公共団体タイプについては、法人格を有することから「屋上屋を架することになる」同じようなものを重ねるようなむだなことになる。また、「せっかく合併した自治体の一体性を阻害する」と懸念の声があることから、一般制度とするには慎重な検討が必要である。つまり、特別地方公共団体タイプは一般制度から除外したほうが良い、と読むことができます。また、の2つ目では、中間報告で議決機関の構成員は公選としていたものが、これを導入しないこととすべき、とされています。

次に、2の地域自治組織のイメージ、(1)基本的な考え方ですが、一般制度としての地域自治組織は、基礎的自治体これを新市と読み替えますが、新市の事務を処理する支所、出張所と一体的な組織であり、住民の意向を反映させる機能、さらに地域における公私協働による地域づくりの中核、つまり、行政活動への住民参加、行政と住民のパートナーシップの中核としての機能を有する組織と定義付けております。組織としては、あくまでも新市の組織の一部として事務を分掌するものであります。3ページからは、組織の詳細について触れております。

の一つ目ですが、先程申し上げたとおり、この制度が合併市町村に限らない一般制度としたこ

とから、組織の区域は、当然、旧市町村単位にしばられるものではなく、新市の条例で定めることとしています。

次に、組織の機関として、評議会及び地域自治組織の長を置くこととするとされています。「評議会」これは議会というより、重要な審議会といったイメージでしょうか。そして、長とは支所長・出張所長といったイメージでしょうか。そこには、事務所を置き、支所、出張所的な機能と評議会の庶務を処理する機能を担うとなっています。評議会の構成員は、新市の長が選任することとなっています。 の4つ目、評議会の構成員は、自治会、町内会、PTA等地域を基盤とする多様な団体からの推薦を受けた者や公募の住民の中から選ぶこととされています。

次の の5つ目は、評議会の役割ですが、評議会は、地域自治組織の区域に係る新市の事務に関して、新市の長、支所長、その他の機関の諮問に応じて審議することや、必要と認める事項については、新市の長、支所長、その他の機関に意見や希望を述べることができるとされています。そして、なお書き以降ですが、地域自治組織の区域に係る新市の予算、基本構想などについては、新市の長に必ず評議会の意見を聴くように求められるとあります。ここでは、評議会が意見を出せることとなる内容は、合併後の新市の判断で決められるように読めますが、4ページ(3)市町村合併に係る特例のAをご覧ください。地域自治組織を設置する場合は、区域その他の条例で定めることとされている事項は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができるとされています。つまり、地域自治組織の役割という条例で定めるべき事項については、あらかじめ合併協議会において定めることができ、と解されます。そこで、3ページに戻っていただきたいのですが、地域自治組織の予算、基本構想などは、合併協議会の中であらかじめ、新市の長が必ず評議会の意見を聴く制度とすることができると思われます。

次の ですが、評議会の構成員は原則として名誉職、すなわちボランティアとするとされていますので、やはり議会とは違う審議会的なものがイメージされます。一番下の ですが、地域自治組織等の長、支所長は、新市の長が選任することとされています。続いて4ページです。支所長の役割は、地域の実情に応じたきめ細やかな事業・施策を実施することとされています。

次に(3)市町村合併に係る特例です。Aは先程触れましたので、イ 法人格を有する地域自治組織の検討についてです。一般制度では法人格のある組織はなじまないとしながらも、合併においては特例を認めるということになっています。市町村合併した際、すぐに一体化するのは難しいことから、合併協議により定める規約の中で、一定の期間に限り、特別地方公共団体タイプを旧市町村単位に設けることができる仕組みを、検討される模様となっています。次の米印は、合併市町村においても一般制度を導入することは可能。と当たり前のことが書かれておりますが、ここであえて触れているという理由は、合併した場合、法人格を有する地域自治組織のみが選択肢ではないということ、改めて言いたいということだと思われます。次の は地域自治組織の事務の範囲についてです。原則的に、法人格を有する地域自治組織では、地域独自の事務を行うこととなりますが、新市の事務も合わせて処理することが可能だとされています。続いて5ページの の二つ目は機関を定めたもので、意思決定機関としての評議会と支所長を置くこととし、評議会の構成員の選出は、公選法によらない選挙、つまり独自のやり方による選挙ということで、イメージ的には住民投票になろうかと思えます。そして公募委員も想定されています。これも、原則として名誉職とされています。

最後に組織の財源ですが、新市の事務の一部を処理するための、支所としての経費は、新市からの移転財源とされています。以上で説明を終わりますが、中間報告の内容から変更された点が

多々ありますことから、これらに留意しながら、11月の最終答申を見ていただきたいと思います。

なお、資料3として、参考までに「地域審議会の設置状況の一覧」を配付しております。特に説明はございませんので、後ほどご覧いただきたいと思います。

**清水事務局次長**：それでは私の方から引き続き資料2-2「地方財政関係資料主要論点メモ」という表題の資料についてご説明させていただきたいと思います。これにつきましては同じように総務省が地方制度調査会に対して出した関係書類のものでございます。それがインターネット上に出ておりましたので、こちらの方で資料として提出させていただきました。なぜここで、この資料を出したかといいますと住民自治を基本とする地域自治組織、これは非常に支所機能ともからみまして大切であり、この小委員会でご議論いただく、ご協議いただく内容となっておりますけれど、その大切であるのは当然でございますが、やはり財政面、合併の効果を考えるというため、それらにつきましても当然頭に入れていただいた後に、そういう面からも考えていただければと思ひまして、この資料をつけさせていただいているところでございます。

内容は多岐に渡ってございますが、主要な部分2点程説明させていただきたいと思います。(1)の基本的な考え方の三つめでございます。ここを見ますと地方分権改革、これを推進するために地域における受益と負担、この関係を明らかにし明確にしていく。そういうような考え方が大事でありまして、そういうような見方から地方税中心の歳入構造を確立していく必要があるということです。これはどのようなことかと言いますと、現在、国と地方の税収の割合。国で取る税収、地方で取る税収の割合は大体6:4となっております。国が6、地方が4というような状況が続いてきております。これが入る時はそうやって税金として皆様から徴収させていただくわけでございますが、使う段になる歳出の面になりますと、国が使うのは4と地方が6と、4:6の割合に逆転します。税として入る場合は国と地方は6:4、それが使う場合については国と地方は4:6という逆転現象、つまり国から地方へお金が補助金なり交付税として流れていると。ここにアンバランスがあるために、逆に国からお金がくるので自分たちのところで取ったお金以外に使う理論があると。ですから受益と負担の関係が良く分からなくなってくる、見えなくなってくるので、明確にする必要があるのではないのか、そこから地方分権を進める必要があるということを言っております。そういうことがありまして、国と地方税の財源配分の割合、これを1:1となることを目指してこれから考えていっていただきたいと思いますということがここに書いてあります。

もう1つページを開きまして2ページの地方交付税の改革でございます。この1つ目、国で今進めております三位一体改革において、地方自治体が財源として非常に頼りにしております地方交付税。これは地方財政計画というのをもとにだされてくるんですけど、それを地方財政計画の歳出の部分を計画的に抑制していった交付税の総額を抑制する、このように努める必要があるというようなことが書かれております。これは交付税というものに依存して、いろいろなバランス、三位一体改革の中で国庫補助負担金を抑制し、縮減していくということへのバランスを考慮しながら交付税についても地方税へ振替えていく、そういうふうな取り組みが進められるべきだというようなことが書かれておるといことでございます。ということは、いかなものかといいますと交付税というものを直接的に国から市町村に入ってきた交付税が税という形で変わって入ってくるということになれば、人口の多いところとか都市部には有利になる面が出てきますし、地方の小さな市町村については不利な面がやはり出てくると。いかに税源配分についてあ

まりそういうふうな差の出ないようなところに振替えようとしても影響は避けられないことかなと、そういう状況も今後出てくるのではないかと認識していただきたいと思います。以上私の説明を簡単であります但し終わりたいと思います。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。ただいまの説明ですけど、質問がございましたらお願いします。

ございませんか。それでは越智委員さんお願いします。

**越智委員：**まだまだ地方制度調査会の答申というのはね、11月の末って言いますけど、前段こういったものをですね、ある程度発表してるんですけどね。先ほど私が言った、地域に対する組織の確立の面で、1ページの特別地方公共団体とするタイプと、法人格を有するという点についてですね、具体的にそういう組織を組んだ場合、地域でのいろいろな協議がなされると。例えば予算面ですね。それらを協議して、いわゆる基礎自治体に要請していくという中で、私たちどの程度、程度ってものがあるんでしょうけど、どういったかたちになっていくのか、要するに予算を審議して設定して執行できるのかどうか、できないのかその辺を分かっている範囲でご説明をお願いしたいと思うんですけども。

**佐藤委員長：**はい、事務局お願いします。

**清水事務局次長：**その点については具体的なことは、はっきり言いますと今のところ不明でございます。ただ法人格を有することからこちらの方の説明でもですね、5ページの の2点目、地域自治組織の機関としては、意思決定機関としての「評議会」このような表現をとっております。意思決定機関ですので、つまり自分たちでどのような事業を行うのだろうか、どのような仕事をしてどのようなお金の使い道、お金の収入面も支出面も考えるのか、というのがこの意思決定という意味だと思われまふ。あくまでも思われまふけれども、そういう面から見ればある程度の予算的なもの話に当然なってくるだろうと。なぜなら法人格が別ですから、という話になるかと思ひます。ただ、それが今ある3市村の議会的なもの、そういう仕事の内容的についても予算的になるかどうかというのは、いささか自信がございません。

ここで4ページの の下の方なんですけど、 の1番下のところで、地方自治組織は基礎的団体の事務で法令による処理が義務づけられていないもののうち、とわけの分からない書き方してるんですけどこれは簡単に言ひますと、市がやっている、市町村がやっている法令で義務付けられている、つまり法律でいへば、つまりやれよと言われてる仕事。これほとんどなんですね、市町村では。また法令でやるとなっている事務というのがありますよね。国から言われてやる事務もありますが、自分から自ら法律に基づいてやる事務もあるんですけど、そういった事務については関係ないよと、まず当該自治組織の区域。つまり自分たちのエリアの中の地域共同的な事務、恐らく単独事務的な、何かのイベントだとか、何か特別なその地域にだけ関わるような仕事のことをさしているんだろうと思うんですけど、そういうようなことを処理する。これが大原則だよと。それがまず一番。ということは、今まで市町村のやってきたおおかたの事務はちょっと違うという話になってきますね。市町村でやっている単独的なイベント的な特殊な事務が残るけれどということの意味していると思ひます。ただし、基礎的自治体の補助機関の地位を兼ねることにより、これは何かといひますと、そういうようなことに限るんだけど、支所機能のようなものを持ってきて、あなたたちが引き受けるんならばと、その法人格で支所機能というのをやってもいいよと自分達引き受けてやって、市もそれを認めるのであればという条件がつくと思うんですけど、そしたらそういうようなことも仕事としてやることもできますよ、可能だよという

ことを言っているわけなんです。そうするとお金も必要になりますよね。市の仕事をするようになりますから。別の法人格の仕事はこの特別地方公共団体という法人格のものがやる形になりますから、それについての費用は移転財源として渡すというのが5ページ目の一番最後の のようにも読めるわけでございます。そうすると今度は単独でやるおもとの、地域だけ独自の事業についてはどうするかという話になりますが、それらについては明確には触れられていないのです。ですから現実的な予算面ってというのがどうなるのかわからないということとなります。

**佐藤委員長：**越智さんよろしいでしょうか。

**越智委員：**分からないんですけどね。例えば法人格を設定するということになればですね、その場所には長になる者もいるし、またそこに議会と言いますかね、政策を審議する団体というものがなければならぬという。いわゆる合併前の1つの自治体みたいな組織みたいなものがそこには確立されなくてはならないと思うんですね。例えば、予算を伴った審議にもなるだろうし、それらに係わる費用といいますがそういうようなものも発生するものもあるだろうなって思うんですけど。そういうふうになれば、そこに税源がなければならぬのかなと。合併の行政改革を一番の柱とするところの部分と整合性がとれるのかということもあるんですけど、その辺はどう考えるか皆さんがどう思うのかなと。私はそのへんは矛盾もするんですけど、さっき私は要望として言ったんですけど、合併される側としては非常に住民と共に不安を感じると。例えば、従来の合併前の組織のように手厚く隅々まで目が届くのかということは住民は当然心配してますからね。はっきりいってね。ですから、その部分を考えて地域の1つの行政区となったといえどもですね、浜益は浜益の特有なこともあるだろうし、そういったことが十分反映されていくのかということになれば、議会の定数の問題も関わってくる。例えば、定数の問題が1人となりますと、その地域の要望が十分反映されるのかというような問題も実質地元でも憂慮しているという観点からも、法人格を持った確立されたものがあれば、ある程度地域の権利といえますかね、そういうものが確立されてやっていけるのではないかなと思います。こういうものに関して資料も出てきていますけど、説明する側もまだきちとした答申が示されていない中で、漠然にこういうことなんだよと言えないんだとは思いますが。今日こういうかたちで会議しているんですけど、あくまでもディスカッションの形の中ですけど、私の本当の気持ちなんですけどね。皆さんがたどのように考えたか。

**佐藤委員長：**よろしいですか。

**越智委員：**いいですよ。

## 5 . 自由討議

**佐藤委員長：**それでは時間も迫っておりますので、5番目の自由討議に入りたいと思いますので引き続き自由な意見交換の時間としていただきたいと思います。どうぞ自由にご発言してください。神田委員どうぞ。

**神田委員：**それでは今越智委員の方からも言われましたけど、私のほうでも前に言いましたけど法人格を有する組織を使っても、そんなに特別にお金がかかるとは思っておりません。やはり、これだけ1市2村の合併になれば、行政区域が相当な範囲に拡大されます。そういう関係で新市の長になる方はそれ相当の見識のある人ですから、自分である程度隅々まで見なくても、行政屋さんがありますので、そういう方が地域の要望とそういうものをくみ上げて、偏見のない予算編成から何からすると思いますけど、合併された方にとりましては、やはり自分たちの希望が長の

方にいくのか、そういうような懸念はあると思います。そういう関係で自治組織、特別地方公共団体をつくったとしても、やはりこの資料にもありますけど、あくまでもボランティア、無償だという関係で、そしてそういう組織をつくったとしても金額的に人件費的なものは、そんなにかからないのではないかと思います。なおかつ、こういうような組織の中で市長の方に要望した時には、ある程度から要望でなく、市長の方にも基礎的自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源確保に配慮するものとする。この組織がなくても行政遂行のためにはある程度経費がかかります。浜益で、今年度はこういうような計画があるのでこれに対して整備計画をもつ。そして年次計画も立てるでしょうから。そうすればこの組織がなくてもあっても予算執行はしなければなりませんね。それから厚田はこうだ、石狩はこういう年次計画だとかこういう整備計画していくんだ。そういう関係は組織がなくてもやらなければならないと思いますし、また新市建設計画の段階ではそういうような整備計画もできるはずで。そういう観点からいけば、なおかつそれ以上にきめ細かな行政運営をするためには、こういう組織があれば組織でディスカッションしたことを長にあげる。長の方で選択してこれはそのとおりだということであれば、その方に予算を振り向けてくれるでしょうし、そういう関係からいけば何回も申しますけど、この組織があることによって、余分なお金がかかるというような観点にはならないと思います。それから先ほど前段で石狩の飯尾委員さんからも言いましたけど、その組織を通じていろんな地域自治振興のためにそしてまだ地域の方がたが自ら考え、自ら行動し、それがある程度自分たちの範囲でできるなら、行政におんぶにだっこでなく、やはり自発的に自分たちで地域振興のために汗水をたらすと、そういう組織も必然的に湧いてくると思いますし、そういう関係では私はこういう自治組織、法人格をもったかたちがこういうのは今まで無いことですが、そういう組織を作ってもいいんでないかなと私は思います。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。

**神田委員：**自由討議ですからね。皆さんの意見によって、やっぱりそうかな。俺の考え間違ってるのかなというふうに軌道修正はするかもしれませんが。

**佐藤委員長：**よくわかりました。田村委員お願いします。

**田村委員：**今日出された資料というのは完全に読み取れないんですけど、私から前から法人格の制度はここでも出ていますが、屋上屋を架するというような表現がありますけど、今神田委員が言ってますように、法人格を持った場合と持たない場合との比較検討してものがね、この次に特例法、この関係が完全に決まってきた時にね、同じタイプを並べて検討してみる必要があるんでないか。ただ我々が思い込みだけでこれ読んだだけで、思い込みだけで議論しても始まらないというふうに思うんですけどね。そういうことでどうなんでしょうね。ここで議論しても果たして最終答申でどうなってくるかわからない面もあるわけですね。変わる面だっけにしもあらずでしょ。慎重論があるだとか要検討という字句も出てきてますので、フリー討議ですから、私の意見って申しますが。

**佐藤委員長：**はい、桐山さん。

**桐山委員：**私は以前から言っているように法人格を置けるのであれば、答申次第だと思いますけど。もうここに合併特例法5条の4で言ってる地域審議会っていうものを当然置いてもらいたい。これ最低限の希望ですよ。それよりも一歩進んだ形のもので設置できるなら私は望みたい。先ほど田村委員さんのほうからも言われましたけど、いろいろと2年間のことになるんでしょうが、旧自治体となった場合の議員さん方の任期の問題等もからんでくると思います。2年延長さ

れたということであれば2年の間に厚田村や浜益村の実情というものも今の定員議員さん方からいろんな発言もなされるだろうし、将来に向ってのことも議会の中で論議されると思いますからそういったことも関連はしてくると思います。同時に神田さんが言ってましたけど、予算のこともからんでくると思いますね。法人格ってのは決めたことによって予算もからむわけですからね。単なる地域審議会であれば、これは意見をもの申すだけでそういったものは全然関連しておりませんのでね。そんなことも考えますと、予算がないから国でも指導し道でも指導し、こういう合併という問題もでてきてるわけですからお金がどんどんかかるようなことは、何度申し上げてもこれは意に沿わないことですけど。3年か5年小林委員さんも言うておりますけど、歴史のある長い長い村ですからね、地域の住民の方もなじむまでは、最低限5年や10年はかかると思いますので、私は設置できるものであれば膨大な予算が必要でしたら論外ですけど、堀委員さんや河合委員さんもおっしゃったことですけど、あえて設けなくてもですね、ちゃんと末端までいきわたる市政が施行されるのが理想でもありますし、私は当然そうなんですけど、どっこいそうはいかないと思います。

**佐藤委員長：**はい、飯尾委員。

**飯尾委員：**皆さん言われてるように、やはりこのシステムについては最終答申がでないかどうかどうするかどうするかという話は無理だと思いますが、先ほどから神田委員や越智委員が言われている、住民自治のあり方ということを考えるのには最高のチャンスでないかと考えるんですね。ご存知のとおり日本の市町村っていうのは、自治体というふうに言われておりますけど、その中味は何かというと、首長さんと議員さんを選挙で選んで自治だ自治だと言っておりますが、先ほど事務局からありましたように、ほとんどが法令で定められた事務をこなしているだけだと思うんですね。こう言っちゃ失礼でございますけど、自分たちが独自にする自治というのはほとんどないと思います。ほとんどが昔言われていた、機関委任事務がほとんどではないかなと思います。ただ今この制度でつくりかしている地域自治組織というのは、そうでなくて自分たち住民が住民自治意識のもとにどういうまちを作っていくかということを考えられる組織を総務省はつくってあげなければいけませんよ。ということだと私は理解しています。だから是非こういうものが私たち新しい新市にとって、そういう住民自治意識をまちづくり意識を住民に育成していくための組織がどうあるべきかということを考えるには最大のチャンスでないかというふうに思うんで、何回か議論をとおして理念だけでも明確にできていければなと私は思います。

**佐藤委員長：**はい、素晴らしいご意見でした。他にございませんか。

河合委員さんお願いします。

**河合委員：**資料1で支所と出張所の中味が書かれているんですけど、ここに書かれている実例では、事務全般、従前の市町村役場は廃止せず、必要とする場合などということが、書かれているんですけど、事務全般っていうのは何か同じことを旧自治体もやるようなスタイルになることを言っているのか、そのへんを伺いたいですけど。

**工藤事務局長：**一般的に支所といいますと本所があって支所という考えになりますけど、本所機能として中枢機能として、議会・企画・総務というのが本所に置かれる機能で、それ以外で自治体もっているものが支所に置かれるのが一般的でないかこのように考えております。ただ、農業土木、土木関係とかですね、事業所関係につきまして個別に本所・支所という機能としては置かれるのではないかと思います。一般的な住民サービス部門とか福祉・健康・保健とかそういったサービスについては本所・支所同様に機能されるものでないかこのように考えておりま

す。

**佐藤委員長**：補足ありませんか。

**小林委員**：我々がつくっていくんだと。機関の委任事務みたいなものはおいといて、新しいものをつくっていくんだという、そういうふうな考え方に立たなくてはいけない。そのとおりだと思います。法人格があるとか、法人格がないとかこの辺のところですね、法人格があるということは合併機運だとか本当に皆で救っていかうと、そういうものがね、どうも俺は遅れるような気がするんだ。遅れるような気がする。だからね移管財源ですか。それによってできるってわけでしょ。そういたしますと、持っていけばいいんでないかと、おらはおらの方でやるからと。そんなことになったら、これは合併してもしなくても同じじゃないかと。だからそのへんのところ、例えば今福祉で問題になっているへき地保育所。これが浜益では、6,500円。石狩は12,000円なんだよ。この関係は一体どうするかということで、なかなか結論出ないの。そうした時に、当面、浜益は6,500円でやっていきましょうと。法人格を有して、そんなことになるんでしょかね。そうなったらそれは問題だなと思う。

**佐藤委員長**：はい、事務局。

**工藤事務局長**：法人格を有する特別地方公共団体タイプって言われているのは、今言われているのは法に基づくへき地保育所という制度ですよ。そういったものは法人格を有するところには付与しないということです。それ以外の事務ということになりますから、極端な話ほとんどないと、地方公共団体タイプの事務というのは地域で限られたものとして、例えばお祭りや地域のイベントをやりますよ。こういった程度しか今の地方自治体は、昔は機関委任事務と言われていましたけど、ほとんど法律に基づく事務をこなしていますので、その自治体単独の事務というのは今現在ほとんどない状態になっていますので、地方公共団体タイプで行われる事務というのは、なかなか私ども何があるのかなという。法ではこういうような想定していますけど、例えば先ほどから言っていますけど、イベントというのがその自治体独自の事務だと。よく引き合いに出されるのがイベントってことになっていますけど、その程度しかないのかなと思います。ただイベントをするために地方公共団体タイプを設けて、その自治体に従来の国で望まれる事務を委託するようなかたちで地方公共団体タイプが一般的な自治体的な機能を有しているというように見えてしまうんですけど、本質的には、そのイベント事務をやるための地方公共団体タイプに従来やっている事務をお願いするというかたちになるかなと。そういった意味での地方公共団体タイプでの評議会というのは、そのイベントに関してのもの申す考えになってしまいますので、従来から行われている事務に関してのもの申すということにならないんでないかなというように読まれると思います。

**佐藤委員長**：桐山さん、どうぞ。

**桐山委員**：福祉のことが一番問題なのではないかなと思いますけどね。小林さん福祉協議会の会長をやられています。私もこの村の副会長をやっているわけですけど。共同募金会は、あえて置くことができるんですね。こんなの頼まれてもおかないと思うんですけどね。社会福祉協議会は、合併した場合には1市には1つしか法人格は置けないと。どういうことになるか、これは個々に相談しなければならぬことだと思うんですけど。厚田とか浜益の場合はですね、例えばボランティアにしても老人会にしてもですね、何かあるたびにバスを村から出してもらってじゃないと会合には出席できないという。当然他町村でやる場合もそうですし、村内でやる場合もそういうふうにして、お金を使ってやってるのが実態なんですよ。即石狩さんのようにって言っても、



長年そうやってやってきますから、何か1つとりあげても全部違うんですよ。ですからそれと今説明いただいたことと関連できるのかどうかわかりませんが、福祉のこと1つ考えてもそんな問題が今から懸念されております。

**佐藤委員長：**はい。小林さん。

**小林委員：**やっぱり評議会だとか、あるいは地域審議会だとかやはりそういうところで激論を戦わせて、まとめて予算に反映させて新しい支所をつくるくらいのファイトでなくてはいけないね。意見を吸収してやらなきゃ。こうなるんじゃないか、私達はこっちに追いやられるんでないかと、そうではないと思うな。「共にやっぺいこうや」とこういうことでないと合併なんて意味ないと思う。新しいものをつくっていく。飯尾委員が発言しましたけど新しいものをつくる。ところが、日本人ってのはだめなんだよな。あそこは明治の始めに来ただとか。石狩だってね、うまいこといってますけど、あちは古いとか未だに言ってますからね。まず日本国民性ってのは、なかなかうまくいかないんだよ。新しいんだの古いんだとか。皆流れ着いたのに何言ってんだって思ってるけど。皆同じだと思っているから仲良くしていこうってのが俺の考え方さ。

**佐藤委員長：**結論がね。

**飯尾委員：**法人格についてですけど、こういう考え方もできるのかなって思うんですよ。例えば、法人格を有していればその法人独自で財産をもったり所有したりできるんじゃないかと思うんですよ。例えば現時点での法人格のない住民組織と言いますと、例えば町内会がありますよね。例えば町内会でお金を集めて、土地を取得して自分たちだけの公園をつくらうといっても、法人格がないのでできないんですよ。つくって市に寄付するという格好ですね。ところが法人格があれば自分たちで土地も買えるわ、お金が集まれば会館は建てられるわで、自分たちの所有できるものもつくっていけるのです。こういうことが法人格の利点でないかなと私は思います。出だしは財源も何もありませんからそこまでできませんけど、住民意識が高まれば自分たちだけの会館つくらうよ、自分たちだけの公園つくらうよって、そういうこともできるんですよ。

**佐藤委員長：**事務局。

**工藤事務局長：**ちょっとよろしいですか。自治法かわりましてね、地縁関係の法人格でも持てると、登記できるようにもなりましたので、町内会でも財産を持てるようになりました。自治法が変わりましてね、地縁関係での法人格が持てるようになったことで。地縁団体ということで。

**佐藤委員長：**田村委員。

**田村委員：**私は飯尾さんのこれからの自治の進め方としては、当然考えなきゃいけないことだと思いますが、合併に関連しなくても、今飯尾さんの言っているのは、合併後であろうが、なんであろうがそういうものを検討していく必要はあると思っています。合併と関連して、そこまでできるのかどうかということになりますと、ちょっと問題でないかなと思います。批判しているわけではありません。

**佐藤委員長：**はい、神田さん。

**神田委員：**今そういう発言もありましたけど、合併後の地方自治の進行の仕方はどのような進行の仕方しますか。それで我々小委員会に下駄を預けられると。その地方自治の進行のパターンの中にこういう1つのパターンがありますからね。それを踏まえて我々話しているのであって。合併しなくてもそういうことは必要だということがありますが、せっきくの機会ですから合併した後の地方自治の進行はこうあるべきだということで、我々今あまり詳しくないけど言っているだけで、合併に便乗するという考えではありません。

**佐藤委員長：**そのとおりでないですか。ちょっと堀さんのご意見をお聞きしたいんですが。

**堀委員：**さっき事務局の返答を聞いていますとこの自治組織をつくる意味がどこにあるのかなと、今私感じているんですよ。いろんなところでイベント的なところだけとか、そういうふうになってしまったら、お祭りなんかうちのまちでいえば観光協会を通してとかなっちゃいますけど、そういうものが果たして本当に必要なかどうかというふうになりますよね。私は、地域自治組織全部を否定してるわけじゃなくて、地域自治ってのは今は一般的になってきているという言い方はおかしいですけど、石狩のまちを見ていると町内会というのは1つの単位でそういうもの、防災にしても何にしても町内会単位でやっていますよね。資機材も自分たちで管理してそれから訓練も自分たちでやってという自主的な組織になってきている。そういう自主的な組織というのは必要だと思っております。それは自分たちの責任で組織しているということですから、そういうことは必要だと思いますし、石狩のまちでいえば、いろんな市民にかかわることは審議会だとか検討委員会だとかそういうところに全部諮問されていますけど、そういう諮問の委員会にも一般公募もありますし、そういう地域性のあるところから必ず選ばれてきているというのもあるし、そういう策定の案ができた時は必ず1月間市民にパブリックコメントするという方式もできていますから、絶対に厚田、浜益が一緒になってその意見が聴き取れないだとかそういうことではないと思うんですよ。だから私は自治組織全部を否定しているわけじゃありませんけど、自分達が責任を持った自治組織をしていくというのはこのまちでも必要ですし、今石狩のまちにもたくさん出てきていると思っておりますので、全部否定しているわけではありませんのでそのへんは誤解しないようにしてください。不明確の部分もいっぱい説明の中ではありますので、今後のことになってくるのかと思いますけど、先ほど田村委員の方からも提言のシートの方で話されていましたが、議員定数のことだとかこれからいろいろと決まってくる中で明確化になってくるのかと私自身感じております。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。飯尾さん何かございますか。

**飯尾委員：**忘れてしまったんですけど、私言いたかったのはですね、せっかくそういう組織が投げかけられてますからね、例えば新市、いわゆる基礎的自治体の市町村に意見を集約して要求するだけのものにしないでですね、自分たちでつくった法人格を持って、どんどん発展的に自分たちの自治意識を高めてまちづくりしていくようなものにしたらいいいのではないだろうかと言おうとしていたことです。

**佐藤委員長：**はい、ありがとうございます。他ございませんか。だいたい16:30を目途にしておりますので、どうぞ御発言を。中野委員。

**中野委員：**愚問かもしれませんが、浜益さんもそして厚田さんのほうもですね、合併した時点での議員の定数の問題が出てきまして、1名や2名だけになるんじゃないかということで心配なされて、審議会また自治組織ですか、こういうものに非常に力を入れておられてるんじゃないかと思うんですがね。もちろん定数は決まっております。そしてまたある合併市町村を見ると合併して180名の議員となるというような合併市町村もあります。ということで石狩市もどうなるかわかりませんね、今段階では、この方式によっては浜益、厚田12名12名プラスの我が26名ですか。そのようになるかもしれません。それはわかりませんので、そのようになった場合の時点での皆さんのお考えはどうなのかなと。審議会、自治組織の問題についてどう考えられるのかというのが考えさせられたんですけど。

**佐藤委員長：**桐山委員。

**桐山委員**：先ほど田中委員さんから、道の知事さんの提言の内容を説明していただきましたけれど、以前からあるものを読んでいたんですが、今議員さんの定員の関係なんですかね、厚田と浜益の旧自治体に所属する議員さんを特例かなんかつくりまして、5名なら5名別枠でとか、そういうことが実現しましたら、あえてこっちの方に強力な意見を申し上げるつもりはありません。

**佐藤委員長**：はい、神田さん。

**神田委員**：これは村を代表してということではないですから、私の考えは議員定数、浜益から何人が石狩さんの議会に出れるとか。出れないからこういうかたちのものとか、そういう関係ではございません。議員はゼロであっても何名であってもそれと地域自治は本来どうあるべき、その考え方とはリンクさせておりません。イコールではないですから。あくまでも地方自治はこうあるべきという考え方で話していることですから、議会に議員が5名なら5名代表して出れるんだと。それならこの地方自治に変わって議員さん方が代表し言ってくれるから、これで我々はこっちを下げますよと。そういう考えではないということだけは言っておきたいと思います。

**佐藤委員長**：はい、桐山委員。

**桐山委員**：私ちょっと補足しますよ。法人格までの強いことは言わないってことですよ。地域審議会ってのは最低限つくってもらいたいってことですよね。それから私、地方自治の地域の自治連合会の総務なんかやっていますけど、これは何もこれとからめなくたって、当然ずっと続いていきますし、要望だっただんどん出てきますからね。これはもう一般論ですから、あえてここで申し上げる必要はないと思います。

**中野委員**：わかりました。

**佐藤委員長**：はい、事務局。

**工藤事務局長**：地域審議会と地域自治組織がごっちゃになってるんですけど、今の法律の制度で言いますと17年3月31日までの合併の中で合併した場合に設けられるのが「地域審議会」なんですよ。17年4月1日以降の合併したところにつくるであろうというのが「地域自治組織」ということで、まだそこが今の法律の中で、地域自治組織の答申が最終的に出ないとそこが明確になっていないんですよ。先ほど田中委員さんがそのことをおっしゃったんですよ。地域審議会っていうのはあくまでも今の現行法、合併の特例に関する法律に定められた17年3月31日までに合併した場合ができる制度として、地域審議会があるんですよ。地域自治組織というのは、それ以後合併を促進するためにできる組織であろうということで、地方制度調査会の方でももらっているということです。この結論がですね、任期が11月18日が任期満了になりますので、それまでに11月18日には最終に出るんじゃないかということで、それ以降にならないと正式な答申というのは出てこないんじゃないかなとこのように考えていますので、次回小委員会を行われる場合にその最終的な答申が出てですね、その内容がはっきりした段階で、お話できるのかなと。あくまでも答申ですのでその制度が明確になるのは、法律が変わらないとならないと。法律はですね、通常国会にかけられるということですので、来年の1月29日に開会される通常国会に法案化されるんじゃないかということになります。正式に言うとそれまでにうちも情報収集でいろいろと総務省で法案化される内容を把握しなきゃいけないんですけど、明確になるのは、来年の通常国会に出されるであろう法案を見ないとわからないというのが実は現実なのでございます。

**佐藤委員長**：田村委員。

**田村委員**：今3市村が17年の4月1日に合併するとしたら地域審議会。それしか選択の道は

ないのでしょうか。

**工藤事務局長**：今の法案、法律的に考えますと、地域審議会っていうものしか合併特例法には設けられていないのですね。ただ、今後法案ができるなかで17年3月31日までの合併前でも地域審議会っていうものも最終答申で出てきますので、それもあわせてできる可能性もあるということで、あわせて今協議させてもらっているというのも現実でございます。

**佐藤委員長**：はい、飯尾委員。

**飯尾委員**：私が関係書類で判断した限りでは、多分新法が通常国会で通れば地域審議会っていうもの自体がなくなるのではないかなというふうに感じておるんですね。今合併特例法の中にあるだけですから、多分新法の方が優先されると思いますので、地域審議会を選択する自治体というのはなくなると思っています。その点も考えて議論していったほうがいいのかというふうに思います。

**佐藤委員長**：はい、どうぞ。

**神田委員**：第1回目の時、この地域自治組織ができるようになるというお話ありましたよね。だからそれを踏まえて我々が言っているだけであって、それなら今日の審議は無駄な話になる。

**佐藤委員長**：事務局。

**工藤事務局長**：そうではなくて、まだ明確な最終答申もきちっとしたものが出ていないことで、皆さんもどうなるかわからない段階で協議されてるってことで、今現在で明確に言えることは法律の主旨はこういうことですよということしかできないってことですよ。

**佐藤委員長**：はい、どうぞ。

**桐山委員**：でもね、今決まっていることに後退することはないってことでしょ。

**佐藤委員長**：はい、事務局。

**清水事務局次長**：それについては骨抜きにされるとか第27次地制調の答申がそのまま法案化されないんでないかという恐れがあると言われれば絶対ということは世の中にはないですから、私共は明確には言えません。ただ27次地方制度調査会の事務局は総務省です。わかりますか。事務局は総務省がやっております。総務省が27次地制調に対して、さきほどお配りしたようなものを意見、提案として出しておまして、それがほぼ27次地制調での審議内容になっているのも事実でございます。こういう言い方しかできませんけど、確実になるということは世の中ですから言えません。考え方としてそれなりの根拠はあっていいのか。合併を考える際、飯尾委員がおっしゃられたように期間的には先ほど述べた通りなんですけど、新法が通った際それが適用されるという可能性は十分に考えられるところなので、私どもとしても真剣に議論しておかなければならない。今のうちから議論しなければ間に合わない項目だということですので、小委員会をお願いしている次第でございます。このことはご理解していただきたいということです。よろしく申し上げます。

(「了解しました」の声)

**佐藤委員長**：はい、熱をおびてきまして、まだまだ自由討論したいところなんですけど、予定の16:30をまわりました。誠に残念ですけど、終わりにしたいですけど、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

## 6. その他

佐藤委員長：その他に入りたいんですが、第3回開催日程等について事務局の方説明ありますか。

松儀総務班長：次回の第3回小委員会につきましては、浜益村において開催することとなっておりますが、時期につきましては先ほどから申しております、最終答申の提出と第6回の協議会のあとと考えることから12月になると思われま。別途委員の皆様のお伺いしながら調整させていただきたいと考えております。

佐藤委員長：はい、ありがとうございました。それから皆さんにこの前から提言シートを提供していますが、多分書いてきていらっしゃるんだと思います。回収をさせていただきたいと思いますので、事務局の方にお渡しさせていただきたいと思います。もし書いていない方はFAXでも結構ですから、大至急出してくださいませようよろしくお願いします。

それでは、以上で本日の会議を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

(閉会 16時37分)

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証  
すため、ここに署名する。

平成      年      月      日

地域自治組織等小委員会委員長      佐藤 豊治